

議案第 5 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第276号」を「第280号」に改め、同条第197号イ(ア)中「第264号及び第266号」を「第268号及び第270号」に改め、同条第199号から第202号までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第214号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同条中第292号を第296号とし、第291号を第295号とし、第290号を第294号とし、同条第289号中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同号を同条第293号とし、同条第288号中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同号を同条第292号とし、同条中第287号を第291号とし、第272号から第286号までを4号ずつ繰り下げ、同条第271号中「第264号」を「第268号」に改め、同号を同条第275号とし、同条第270号ア中「第266号ア」を「第270号ア」に改め、同号イ中「第266号イ」を「第270号イ」に改め、同号ウ(ア)a中「第266号ウ(ア)」を「第270号ウ(ア)」に

改め、同号ウ(イ) a (a)中「第266号ウ(イ) a」を「第270号ウ(イ) a」に改め、
同号ウ(イ) b 中「第266号ウ(イ) b」を「第270号ウ(イ) b」に改め、同号ウ(イ)
c 中「第266号ウ(イ) c」を「第270号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第27
4号とし、同条第269号を同条第273号とし、同条第268号ア(イ)中「第
266号ア(イ)」を「第270号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第266号イ(イ)」
を「第270号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第266号ウ(イ)」を「第270号
ウ(イ)」に改め、同号を同条第272号とし、同条第267号中「第269号」
を「第273号」に改め、同号を同条第271号とし、同条第266号ア(イ) a
中「第268号及び第270号」を「第272号及び第274号」に改め、同
号ア(イ) b 及び c 中「第270号」を「第274号」に改め、同号を同条第27
0号とし、同条中第265号を第269号とし、第264号を第268号とし、
第263号を第267号とし、同条第262号ア(イ)中「第260号ア(イ)」を「第
264号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第260号イ(イ)」を「第264号イ(イ)」
に改め、同号ウ(イ)中「第260号ウ(イ)」を「第264号ウ(イ)」に改め、同号を
同条第266号とし、同条第261号中「第263号」を「第267号」に改
め、同号を同条第265号とし、同条第260号ア中「第262号、第266
号、第268号及び第270号」を「第266号、第270号、第272号及
び第274号」に改め、同号イ中「第262号、第266号及び第268号」
を「第266号、第270号及び第272号」に改め、同号を同条第264号
とし、同条中第259号を第263号とし、第258号を第262号とし、第
257号を第261号とし、同条第256号中「第258号」を「第262号」
に改め、同号ア中「第254号ア(ア)又は(イ)」を「第258号ア(ア)又は(イ)」に改
め、同号イ中「第254号イ(ア)から(ケ)まで」を「第258号イ(ア)から(ケ)まで」
に改め、同号ウ中「第254号ウ(ア)又は(イ)」を「第258号ウ(ア)又は(イ)」に改
め、同号を同条第260号とし、同条第255号中「第87条の2」を「第8

7条の4」に、「第257号」を「第261号」に改め、同号を同条第259号とし、同条第254号イ中「第256号」を「第260号」に改め、同号を同条第258号とし、同条中第253号を第257号とし、第243号から第252号までを4号ずつ繰り下げ、第242号の次に次の4号を加える。

(243) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(244) 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存建築物の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(245) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円

(246) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

第5条中「第2条第290号」を「第2条第294号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に係る手数料を新設すること、一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。